

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年1月20日

北九州市子ども家庭局子育て支援課

1 当該公募の趣旨

本業務については、妊産婦・新生児の訪問指導に関する業務及び育児支援を必要とする家庭に対する訪問指導に関する業務を円滑に実施するため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度 のびのび赤ちゃん訪問事業業務委託
- (2) 業務内容 妊産婦・新生児に対する訪問指導業務及び育児支援を必要とする家庭に対する訪問等指導業務

ア.家庭訪問

看護師、保健師、助産師等専門職が家庭を訪問し、必要な支援（相談・指導）を行う。

訪問対象者は、区役所保健福祉課（中核機関）が認めた妊産婦及び乳幼児とする。

(ア) 事前のアセスメント

訪問前に電話によるアセスメントを行い適切な支援方法や訪問の緊急度などを検討する。

(イ) 支援の実施

訪問対象者となった妊産婦及び乳幼児に対し、以下のような視点で支援を実施する。

a. 「妊産婦・新生児訪問指導業務」

- (a) 産後すぐの母親に対する保健・休養指導
- (b) 新生児に対する保健指導および新生児の発達に関する相談・指導

- (c) 産後うつに関する啓発と簡易な観察
- (d) 事故防止（SIDSを含む）に関することの相談・指導
- (e) 地域の保健福祉サービスの紹介と参加勧奨など
- (f) はじめての絵本事業への協力

b. 「養育支援訪問（専門的助言指導）業務」

- (a) 家庭内での育児に関する具体的な援助
- (b) 産褥期の母子に対する育児指導・栄養指導
- (c) 未熟児や多胎児等に対する育児指導・栄養指導
- (d) 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- (e) 若年、ひとり親、高齢初産、多子、妊娠 22 週以降の妊娠届出、ステップファミリー、外国人等のリスクがある世帯に対する相談・指導
- (f) 児童の心身の発達に関する相談・指導
- (g) 児童が養護施設等を退所後に、アフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・指導

(ウ) 記録の整理及び報告 今後の支援についての検討

上記の業務に関する記録整理及び報告を区役所保健福祉課（中核機関）にすみやかに報告し、適切な措置をとる。

※訪問の結果、養育リスクが高い等、今後の支援を必要とする対象者については、区役所保健福祉課（中核機関）へ引継ぐこと。

イ. ケアカンファレンス及び業務連絡会に出席すること

ウ. 研修

妊産婦・新生児及び育児支援を必要とする家庭に対する訪問等指導等に必要な研修を実施すること。研修の実施にあたっては、業務を優先すること。

エ. 車両リースの管理（10台分借り上げ）

従事者が適切に運転できるよう指導・対策すること。

オ. 上記以外の業務は協議して決める。

(3) 業務報告

ア. 訪問件数 イ. 出務日数・時間 ウ. その他

(4) 従事者の配置

業務の実施にあたり、従事者（保健師・助産師等）の専門職 37 名を以下のとおり各区役所へ常時適正に配置すること。また、家庭訪問は区全域にわたるため、各区に運転可能者を配置すること。ただし、各区の実情により、配置人数を見直す場合は協議して決める。

区役所	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	全区
配置数	3	7	9	3	3	10	2	37

(5) その他

支払いについては概算払いとし、業務報告終了後の実績報告に基づき、事務管理費を除く人件費、旅費、役務費、賃借料、損害保険料、及び燃料費等公用車に関わる物件費は実費精算とし、精算報告を行うこと。

(6) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の技術、設備等の要件

（それぞれの項目について、以下のとおり書類を提出すること）

ア 当該業務と同等の業務経験、事業実績を備えていること。

- 法人登記簿謄本
- 定款、規約、寄附行為これらに類する書類
- 法人団体の事業概要書、事業実績書

イ 当該業務を適正に遂行するために必要な保健・医療・福祉サービスの知識や経験を有する専門職（保健師、助産師等）を各区役所において対応できる人数確保していること。

- 法人が雇用し、かつ当該業務に従事するすべての専門職の従事者名簿及び各人の資格内容が確認できる書類の写し（免許証の写し）

ウ 当該業務に従事する専門職の移動手段としての業務用車両（10台分）が確保されていること。（従事者の自家用車等は対象としない。また他の業務との共有使用は認めない。）

- 法人所有の場合は、業務用車両の一覧及びすべての車両についての車検証の写し
- リース会社等からの借り上げ等を行う場合はリース会社との契約の写し

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 子ども家庭局子育て支援課

電話番号 093-582-2082 FAX番号 093-582-5145

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

要綱第6条第3項の規定により説明書の交付手続きは省略（公示書と兼ねる）

(3) 公示書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和7年1月20日から令和7年2月3日までの（土曜日、日曜日を除く）

毎日、9時から17時まで

イ 受付担当課

(1)に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(4) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年1月21日から令和7年2月4日までの（土曜日、日曜日を除く）

毎日、9時から17時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(5) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止す

る場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市子ども家庭局子育て支援課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。